

## 令和3年度食の安全・安心確保のための監視指導計画(案)に対する意見募集の結果について

- 1 意見募集期間 令和3年2月9日(火)から3月10日(木)
- 2 意見募集計画 (1) 令和3年度三重県食品監視指導計画  
(2) 令和3年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画

3 お寄せいただいたご意見等 7件

### (1) 令和3年度三重県食品監視指導計画(案)に対する意見の概要及び県の考え方

整理番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	担当課
1	Ⅱ 施設の衛生監視と食品検査に関する取組 1-2 重点監視指導事項 (1) 食中毒発生防止対策	三重県の食中毒発生状況ですが、令和2年ではアニサキスでの食中毒が4件発生しています。ノロウイルス等の対策も必要ですが、アニサキスによる食中毒についても消費者や飲食店への注意喚起が重要ではないかと考えます。	食中毒発生防止のため、腸管出血性大腸菌やノロウイルスなど重症化や大規模化しやすいものの他、アニサキスやふぐ毒など発生状況等を考慮しながら効果的な監視指導に取り組んでいます。特に、アニサキス食中毒は家庭での発生も多いことから、食品関連事業者に対する監視指導に取り組むとともに、消費者に対しても食品衛生月間や出前トーク等の機会を通じた積極的な啓発を行います。	食品安全課
2	Ⅱ 施設の衛生監視と食品検査に関する取組 1-3 施設への立入検査に関する事項 (1) 通常監視	地場産品販売所やスーパーマーケットで、有毒魚(ヒガンフグやソウシハギ)が誤って販売された事例があります。消費者への啓発と、販売店への指導、監視、点検を強めてほしいと考えます。	県内で発生した有毒魚の販売・自主回収事例については、再発防止のため、関係事業者に対し講習会や通知による注意喚起を行いました。引き続き、有毒魚等が誤って販売されることが無いよう、関係事業者に対して監視や講習会における注意喚起を行うとともに、消費者に対してもWEBなど多様な方法を活用した啓発に取り組めます。	食品安全課 農産物安全・流通課

整理番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	担当課
3	Ⅲ 安全な食肉の供給に関する取組	「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」及び、「みえジビエフードシステム登録制度」の普及と啓発の推進と合わせ、消費の拡大に向けた消費者への広報や啓発も強化していくべきと考えます。	県では、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」及び「みえジビエフードシステム登録制度」の運用により、みえジビエの衛生管理を徹底するとともに、地域イベントや首都圏の大型展示会への出展など、消費拡大に向けたプロモーションにも取り組んでいます。今後も引き続き、みえジビエの普及啓発を積極的に行っていきます。	フードイノベーション課
4	Ⅳ 自主管理の促進に関する取組 3 三重県食品の自主衛生管理認定制度	「HACCPに沿った衛生管理」が今年の6月より義務化されます。コロナ禍においては衛生管理がより一層重要であり、新型コロナウイルスへの感染防止にも効果があるのではないかと考えます。小規模事業者等への指導も支援に加えてほしいと考えます。	小規模事業者等へのHACCP導入支援については、令和元年度から説明会等における重点対象としてきたところです。令和3年6月からHACCPが義務化されることから、施設監視においてHACCPの実施状況を確認するとともに、事業者等が円滑に導入できるよう丁寧な助言・指導を行います。	食品安全課
5	Ⅳ 自主管理の促進に関する取組 5 食品取扱者の人材育成・資質向上	GAP指導員や、農薬管理指導士が活動できる機会や、農場HACCPなどの推進を継続していただきますよう要望いたします。	食品の原材料となる安全・安心な農産物等を安定的に供給するために、GAPの実践や農場HACCPの取得、農薬の適正使用を啓発することが重要と考えています。このことから、県では、引き続きGAPや農場HACCPの認証を取得した生産者等や認証を目指す生産者等に対して、それぞれの取組状況に応じた助言・指導を行うことにより、GAPや農場HACCPの実践を支援するとともに、認証の取得を促進します。また、研修会等の開催により、GAP指導員等の資質向上にも取り組まします。さらに、農薬販売店や農薬使用者を対象とした研修等を通じて、農薬管理指導士の確保にも取り組まします。	農産園芸課 畜産課

整理番号	該当項目	意見の概要	県の考え方	担当課
6	V 食品の適正表示に関する取組 2 監視指導に関する事項	乳幼児から成人まで、特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増えています。なかには、死に至るほど重篤な症状の方もおられます。食物アレルギーを抱える人にとっては、アレルギー物質の混入がないこと、正しく表示されているかが重要です。アレルギー表示については、食品の安全性確保に関する情報として「大変重要な情報」であり表示の欠落等、表示に係る監視指導の更なる強化を要望します。	アレルギー表示を含む食品表示法に基づく正確な表示が行われるよう食品関連事業者に対する監視指導や講習会やパンフレット等による正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。引き続き、監視指導に取り組むとともに、食品の収去検査においても、アレルゲンに関する検査を行っていきます。	食品安全課
7	VI 食の安全・安心の相互理解に関する取組 2 リスクコミュニケーションに関する事項	地産地消の促進や、食物アレルギー、食中毒、異物混入、衛生管理等の学習機会と、情報発信、啓発活動がすすむよう要望します。また、消費者が食の安全・安心への不安を解消する一つの取組として、リスクコミュニケーションが重要です。消費者、食品等事業者、行政による意見交換ができる懇話会やフォーラムの開催と、より一層の充実を図っていただくよう要望します。	県では、出前トークやホームページ等により、県民の皆さんに対して食の安全・安心に関する情報提供に取り組んでいます。引き続き、WEBなど多様な方法を活用した効率的・効果的な情報発信に努めるとともに、消費者等の意見交換ができるよう、関係団体等の連携による研修会の開催等にも取り組めます。	食品安全課 農産物安全・流通課

(2) 令和3年度三重県農畜産物安全確保視指導計画(案)に対する意見の概要及び県の考え方  
意見なし